

ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対して、その活動の継続を支援するため、神奈川県が予算の範囲内で「ひきこもり等支援団体支援事業支援金」(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ひきこもり等支援団体とは、不登校やひきこもり等で悩む方やその家族の支援に取り組むNPO団体や市民団体等をいう。
- (2) 県青少年相談支援情報サイトとは、神奈川県立青少年センターが提供する、不登校やひきこもり等で悩んでいる方への情報を掲載したホームページをいう。
- (3) ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、神奈川県内で不登校やひきこもり等で悩む方やその家族の支援に継続的に取り組む団体とする。

(支給要件)

第4条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 神奈川県内で活動を行う団体であること。
- (2) 団体規約を作成していること。
- (3) 今年度の活動実績及び、今年度末までの予定を記入すること。
- (4) 県青少年相談支援情報サイトに申請者の活動等を掲載するため、支援団体登録をすること。
- (5) 県が指定する広報チラシ等の配布や、県がひきこもり等支援に関するアンケート等を実施する場合は、協力すること。
- (6) 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (8) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- (9) 第9条に定める暴力団に該当しないこと、また密接な関係にないこと。

(支援金の支給額)

第5条 支援金の支給額は、1団体につき4万円とする。

2 前項の支援金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を申請しようとする者は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。但し、振込先口座の通帳の写し及び支援団体整理票、団体規約は、前回までに提出し、変更がない場合において提出を省略することができる。

- (1) ひきこもり等支援団体支援事業支援金 口座振込依頼書
- (2) 振込先口座の通帳の写し(見開き1, 2ページ目)
- (3) 支援団体整理票
- (4) 団体規約等

(支援金支給の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定した場合は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(支援金の支給)

第8条 知事は、前条により支援金の支給を決定した者(以下「支給決定者」という。)に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに支援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。